

4. 高齢者の福祉

4-2

敬老パスを申請したい

敬老パスは、市バス・地下鉄の全線、あおなみ線、ゆとりーとライン、メークル（なごや観光ルートバス）が利用できます。（基幹バスルートを走る名鉄バスには乗れません。）65歳以上の名古屋市在住の方が申請することができます。名古屋市では、65歳になる方にご案内を送っています。

必要な方はお住まいの区の区役所福祉課福祉係（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課福祉係）へご連絡ください。敬老パス交付申請書兼納付書をご自宅に送付いたします。その納付書と身分証明をお持ちになり、市内の郵便局で負担金をお支払いいただくことで敬老パスが手に入ります。負担金は世帯の所得に応じ、年額1,000円、3,000円、5,000円となります。ただし、有効期限が6カ月未満となる場合は、各半額となります。

なお、敬老パスの有効期限は、毎年8月31日までです。継続して利用を希望される場合、7月下旬～8月上旬頃、次回分の敬老パス交付申請書兼納付書が送られますので、案内文を参照のうえ、市内の郵便局で旧敬老パスとの交換をお願いします。

敬老パスを紛失した場合は、下記までお問い合わせください。

敬老パスについて、詳しくは下記までお問い合わせください。

注）敬老パスの負担金等は、今後変更する可能性があります。

お問合せ先

旧区管内の方は

西区役所 福祉課 福祉係

TEL.(052)523-4598 FAX.(052)521-0067

支所管内の方は

山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409